

信州イスラーム世界勉強会 会則

第1条(名称)

この団体は「信州イスラーム世界勉強会」と称する(本規約では以下、本勉強会という)。

第2条(所在地)

本勉強会は事務所を次の場所に置く。

長野県松本市高宮東1-36-1埋橋 アルプスシャツ株式会社 内

TEL 0263-50-5514 FAX 0263-50-6106 e-mail info@shinshu-islam.com

第3条(目的)

本勉強会は、広くイスラーム世界に関して客観的な認識を深めるとともに、そこに生きる人びとやそこから日本を訪れる人びととの相互理解及び文化交流に資する、知的・文化的活動をおこなうことを、目的とする。

第4条(会員)

本勉強会の会員は、以下の会員によって構成されるものとする。

1. 正会員 本勉強会の目的に賛同し、所定の年会費を納入した者。
2. 学生会員 大学院・大学・高校に在学するもので、本勉強会の目的に賛同し、所定の年会費を納入した者
3. 賛助会員 当会の企画する講演会等の行事に参加し、賛助会費を納入した者。

第5条(年会費)

正会員・学生会員は、以下の年会費を納入するものとする

1. 正会員:5,000円
2. 学生会員:2,500円
3. 賛助会員:本勉強会の行事において、一口1,000円の賛助会費を一口以上納入した者。

第6条(会員の権利)

1. 正会員、学生会員は、本勉強会の企画する各種勉強会・講演会に優先的に参加できるものとし、またそれぞれの行事への参加費の負担は原則として免除されるものとする。
2. 正会員・学生会員は、以下に定める運営委員会に参加して発言できるものとする。
3. 正会員・学生会員には、本会の活動ニュース・講義資料等をまとめた「会報」を配布する。
4. 賛助会員には、本勉強会の行事予定が事前に連絡され、本勉強会の企画する講演会等の諸行事に優先的に参加できるものとする。

第7条(諸行事への参加)

本勉強会の主催する諸行事は、会員資格の有無にかかわらず第3条に定める本勉強会の主旨に賛同するすべての有志に開かれており、所定の参加費の負担を条件に、諸行事への参加が可能なものとする。

第 8 条(役員)

本勉強会は次の役員を置く。

代表 1 名 (運営委員より選出)

運営委員 若干名

顧問 若干名

事務局長 1 名 (運営委員より選出)

会計 1 名 (運営委員より選出)

事務局 若干名(運営委員より選出されたメンバーで構成)

第9条(運営委員会)

1. 本勉強会の活動は、運営委員会の協議により決定・実施され、会員に通知・報告される。会員は、運営委員会に参加して発言することができる。
2. 運営委員は正会員より選出されるものとする。

第 10 条(財務)

1. 本勉強会の資金については、会計が、適正にその管理にあたり、年度ごとに決算を行い、その会計報告を運営委員会に提出して審査を受けるものとする。
事務局長は、会員に対し年度ごとに活動報告とともに会計報告を通知する。
2. 本勉強会の収入は、その全額が第 3 条の目的を達成するための活動に充てられるものとし、決算の結果生じた余剰金についても、その全額を本勉強会の基金として積立て、勉強会の構成員に対する分配は行わない。
3. 本勉強会の解散時に剰余財産が生ずる場合においても、その剰余財産は公益目的のために支出されるものとし、構成員に対する分配は行わない。

第 11 条(改正)

この規約は、運営委員会の三分の二以上の同意をもって改正することができる。

第 12 条(設立年月日)

本勉強会の設立年月日は、2015 年 12 月 5 日とする。

第 13 条(事業年度)

本勉強会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

第 14 条(規約施行日)

本会則は 2018 年 4 月 1 日より施行する。

改訂

本店所在地の変更 2025年4月1日